

名 称	能美市学習等供用施設空調復旧事業補助金交付要綱（抜粋）
目 的	学習等供用施設の空調設備復旧工事のための整備工事に対する補助金の交付に関し必要な事項を定める。
<p>(交付基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助は、学習等供用施設の空調設備復旧工事のための整備工事をしようとする町会又は町内会に対して、毎年度、予算の範囲内において行なう。 2. 整備をしようとする町会又は町内会は、工事施行予定の前々年度の10月末までに計画書を市に提出しなければならない。 3. 補助対象となる工事は、学習等供用施設の空調復旧工事とし、防衛省の補助を受けて実施する工事とする。 <p>(補助金額)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設規模が3種の学習等供用施設（基準面積310平方メートル） <ul style="list-style-type: none"> …補助対象工事費から、国県補助金を差し引いた残額の50%以内 2. 施設規模が2種の学習等供用施設（基準面積120平方メートル） <ul style="list-style-type: none"> …前号により算出した額に、3種の基準面積から2種の基準面積を減じた数値の2分の1に、防衛省が定めた補助単価を乗じて得た額を加えた額 <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、教育委員会まなび文化スポーツ課（TEL：58-2272、場所：根上分室1階）で担当する。</p>	

※平成17年2月1日から施行